

2022年度・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
投資促進セミナー
「アブダビ首長国政府系機関向け電力（送配電）ワークショップ」
業務委託先公募要領

2022年9月7日
一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター（以下「JCCME」）は投資促進の一環として、UAE アブダビ首長国の政府機関を対象に、現地で標題のワークショップ（以下、WS）を執り行います。つきましては、本 WS の開催に係る業務委託先を公募しますので、本業務の実施を希望する方は下記に基づきご応募ください。

記

1. 事業名

中東等産油・産ガス国投資等促進事業 投資促進セミナー
「アブダビ首長国政府機関向け電力（送配電）ワークショップ」

2. 目的

本 WS は中東等産油・産ガス国投資等促進事業の活動として、当該分野に係る日本 UAE 二国間関係の維持強化を図ることを目的とする。具体的には、UAE アブダビ首長国における送配電に関する現況並びにニーズを把握し、本邦の最新技術やソリューションをアブダビ首長国の政府系機関に紹介、提案し、意見交換を行う場を提供することにより、本邦企業による質の高いエネルギーインフラの海外展開につながるビジネスマッチングの機会を創出する。

3. 事業概要

相手方 : アブダビ首長国 送電会社 (TRANSCO)、配電会社 (ADDC/AADC)
開催日時 : 2022年11月に計4日間
開催形式 : 実開催 (4日間のうち2日は現地施設の視察)
開催場所 : UAE アブダビ首長国

4. 業務委託内容

- (1) WS のプログラム検討を含む運営全般に関する技術支援
特に下記のトピックに類する講演

- Introduction of Technical Trend in Japanese Power Company including Solutions for Power Storage
 - Network Management after Rapid Penetration of Distributed RE and Integration of DAS, AMI and EMS
- (2) 下記トピックに類する日本側プレゼン参加企業候補の提案および調整
- Solutions for Reinforcement Transmission Network
 - Asset Management System
 - Energy Management System (EMS) for Micro Grid
 - Higher Reliability and Safety Solutions of Electric Equipment
- (3) 選定企業との上記トピックの講義資料の作成
- (4) 参加者への事前の講義資料配布および参加者からの事前の質問募集
- (5) 各質問に対するプレゼン企業による回答のサポート
- (6) 現地施設の視察（見学）後の改善提案の検討
- (7) 事業実施報告書の作成

5. 公募（見積り）内容と留意点

- (1) プレゼン企業が作成する上記トピックの英文講義資料(.ppt ファイル)の取り纏め。尚、各トピックの講義時間は 30 分程度とする。
- (2) WS 開催（参加者からの質問に対する回答）
- 1 講義あたり 10 分間の Q&A セッションを予定している。
 - 講義資料を事前に参加者に配布し、事前に質問を受け付け、プレゼン企業が WS 当日に回答出来るようサポートする。
 - Q&A セッション終了後に、Q&A リストを作成すること。WS 終了後に JCCME より参加者全員に Q&A リストをメールで送信する。
- (3) アブダビの相手方企業の施設視察（見学）のアレンジのサポート、および視察後の改善提案をプレゼン企業および JCCME と共に検討する。
- (4) 事業実施報告書の作成
- 各講義、Q&A、および現地施設の視察（見学）を通じて知り得た UAE の送電・配電分野における問題点・課題に対し、我が国の技術やノウハウを活用した解決案、アドバイス等があれば記載する。
 - 報告会実施の為の資料作成。

6. 業務期間

契約開始日から 2023 年 3 月 15 日まで。

7. 応募要件

以下の全ての要件を満たすこと。

- 日本法人（登記法人）であること。

- 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- 類似業務の実績を有すること。中東北アフリカでの実績を有することが望ましい。
- 受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第三者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる関係者に対し指導・管理責任を有すること。
- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）を提出すること。
以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。
 - ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
 - ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
 - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

8. 応募書類

次の項目について作成し、ご提出ください。

- (1) 提案書（形式自由。ただし、表紙は別添フォーム①とする）
 - 業務体制（本 WS に関与する人員の氏名）を記載すること
- (2) 見積書
 - 人件費、交通費、報告書作成費、管理費等、すべての費用を見積もること
 - 各費用について積算明細を作成すること
 - 人件費は応募する法人の規定に沿って計上出来るが、監査の際に問題とならないよう積算時にその根拠となる規定の写しを提出すること
- (3) 類似実績一覧（書式自由）
- (4) 応募企業概要（会社案内等）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）

9. 応募書類提出

(1) 提出期限

2021年9月22日（木）17時

※上記期限を過ぎて提出された提案書は無効とします。

(2) 提出先

一般財団法人 中東協力センター

「アブダビ政府系機関向け電力（送配電）ワークショップ」公募担当

〒102-0075

東京都千代田区一番町8番地 住友不動産一番町ビル6階

電話：03-3222-5022

eメール：tamura@jccme.or.jp

(3) 提出手段

持参、郵送（必着）、或いはパスワード付のファイルを添付しeメールで提出。

(4) 使用言語

日本語

10. 委託先選定方法

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価し、1社を選定します。尚、応募書類受領後、必要に応じヒアリングを行うことがあります。

- 提供できる業務の内容
- <本業務のための個別要件>を満たす業務実績の内容
- コンプライアンス対応
- 提案金額とその内訳、経費の構成

また、本WSに直接従事する者は、次の属性を満たす必要があります。

- ① 電力分野（特に送電・配電分野）の技術に関する十分な知識と経験を有すること
- ② 中東産油国に於ける電力に関するWSもしくは技術調査に実績を有すること

11. 結果の通知

- (1) 選定結果は、選定された応募企業にメール等で通知すると共に、当センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/>で公表します。
- (2) 選定過程および選定結果・理由に対する問合せには一切応じません。
- (3) 提出書類は返却いたしません。

12. 問合せ

本件に関する問合せは、下記までお願いします。

一般財団法人中東協力センター

「アブダビ政府系機関向け電力（送配電）ワークショップ」

公募担当：

田村 tamura@jccme.or.jp

宮内 miyauchi@jccme.or.jp

電話：03-3222-5022

以上

2022 年度・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
投資促進セミナー
「アブダビ政府系機関向け電力（送配電）ワークショップ」

業務委託先の公募に係る提案書

法人名称： 印

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名：

氏名：

電話：

FAX：

e-mail：

所在地：（連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

2022年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印